

積算内訳書作成要領

1 積算内訳書の提出

広島市立病院機構（以下「本機構」という。）の建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は通常型指名競争入札に参加する場合は、あらかじめ積算内訳書を作成し、入札書の提出時に提出する必要があります。

このことは、入札公告及び入札説明書（通常型指名競争入札の場合は、指名通知書等と一緒に配付する資料）にも記載しております。

2 積算内訳書の作成

(1) 積算内訳書は、次に掲げる事項を全て記載してください。

- ア 年月日（※開札日を記載）
- イ 入札者の所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名・押印
（※代理人として入札する場合は、代理人名、押印となります。入札書と合わせてください。）
- ウ 積算内訳書の内容について回答ができる者の所属・氏名及び連絡先電話番号
- エ 業務名、業務場所及び入札金額
- オ 入札金額の積算内訳及び明細（2(2)により作成）

(2) 入札金額の積算内訳及び明細

- ア 本機構が業務委託設計書等を提示している場合業務委託設計書等の全ての項目について入札金額の積算内訳及び明細（数量、単価、仕様等）をA4（縦・横自由）により作成してください。ただし、業務委託設計書等を提示する際に本機構が指示をしたときはこれに従ってください。
- イ 本機構が業務委託設計書等を提示していない場合当該価格で設計した項目、数量、単価、金額等を明記してください。(ア)から(ウ)までは、【内訳】及び【明細】を必ず提出してください。なお、作成に当たっては、【内訳】及び【明細】の欄外に記載している注記（*で表示）に従ってください。次に掲げる業務に応じ当該業務に定める様式等により作成してください。

(ア) 建築・建築附帯設備の設計業務	別紙1-1【内訳】及び別紙1-2【明細】
(イ) 工事監理業務	別紙2-1【内訳】及び別紙2-2【明細】
(ウ) 建築・建築附帯設備の設計及び工事監理業務	別紙3-1【内訳】及び別紙3-2【明細】
(エ) 上記以外の業務	A4（縦・横自由）により、項目を業務経費、技術料等経費、消費税及び地方消費税に区分し、項目のうち業務経費を直接人件費、特別経費、直接経費及び間接経費に区分して作成

ウ 様式

用紙のサイズはA4（縦・横自由）とし、上記に従い作成してください。

3 注意事項

- (1) 積算内訳書が別記左欄に掲げる無効事由に該当する場合、その入札を無効とします。
- (2) 談合情報が寄せられた場合は、積算内訳書を公正取引委員会及び警察に提出することがあります。
- (3) 積算内訳書は返却しません。
- (4) 積算内訳書の作成に関し不明な点は、入札公告3(2)イに確認のうえ作成してください。
- (5) 入札金額の積算内訳及び明細の作成を省略することはできません。なお、作成に当たっては、当該様式の欄外の注記（*で表示）に従ってください。
- (6) 積算内訳書の撤回、差し替えはできません。

別記 (3(1)関係)

無効事由	備考
積算内訳書を提出しない	記載すべき項目を満たしていない場合を含む。
記名がない	
押印がない	
業務名に誤りがある	2(1)エの業務名の記載がない場合を含む。なお、業務名の一部に誤りがあるが、当該業務の積算内訳書であることが特定できる場合を除く。
別業務の積算内訳書である	
他の入札参加者から入手した積算内訳書を使用していると認められる	
積算内訳書の総合計の金額又は見積金額が入札書に記載の金額と異なる	積算内訳書の総合計の金額（税抜）の千円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合は無効としない。したがって、金額の相違が千円未満であっても端数切捨てでない場合、切捨て以外の端数整理、税込みと税抜きとの誤記等は無効とする。 積算内訳書の総合計の金額とは、積算内訳及び明細に記載の各項目に対応する金額を足して得た額をいう。したがって、積算内訳又は明細中に計算誤りがあり、この誤りを正せば積算内訳書の総合計の金額と入札書に記載の金額と異なる額となる場合は、無効とする。
「値引き」等の記載のある又は記載はないが金額欄で端数処理している	「出精値引△〇,〇〇〇円」、「端数処理△〇〇〇円」などのような経費の根拠が不明確となる記載がある場合は無効とする。 また、記載はないが金額欄で端数処理しているものは無効とする。ただし、測量業務と設計業務などといった複数の異なる積算体系があるものについて、積算体系ごとの合計金額で千円未満の端数切捨てを行なっている場合は無効としない。
消費税額に誤りがある	消費税額は10%で算定すべきところ、異なる数字で算定されている。